

クリーン作戦美化活動用資材支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美しい魅力あるまちの実現を目指すため、クリーン作戦美化活動を行う区内の住民組織・団体に対して、必要となる資材等の支給を行う。

(対象団体)

第2条 支給の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 自治会組織又は自治会組織の連合体
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) ボランティア団体
- (4) その他区長が認めたもの

(対象活動)

第3条 支給の対象となる活動は、区内の公共的な場所において、地域住民が一体となって行う散乱ごみの回収や落ち葉・枯草等の除去、その他まちの美化に関する活動とする。

(支給資材)

第4条 支給するクリーン作戦美化活動用資材の種類(品目)は次のとおりとし、数量については、区が定める予算の範囲内とする。

- (1) 神戸市家庭系指定ごみ袋 家庭用燃えるごみ(450)
- (2) 手持ち用ごみ袋

(支給の申請)

第5条 クリーン作戦美化活動用資材の支給を受けようとする団体は、クリーン作戦美化活動用資材支給申請書(様式第1号)にクリーン作戦美化活動概要書(様式第2号)を添付して、区長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、クリーン作戦美化活動用資材支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

2 支給されたクリーン作戦美化活動用資材は、原則としてクリーン作戦美化活動以外の目的で使用してはならない。

(支給決定の取消)

第7条 区長は、クリーン作戦美化活動用資材の支給を受けた団体が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、クリーン作戦美化活動用資材支給決定取消通知書(様式第4号)により、支給決定の取り消しを通知し、支給したクリーン作戦美化活動用資材を返却させることができる。

- (1) クリーン作戦美化活動を終了した場合
- (2) 当該年度における、クリーン作戦美化活動の実績がない場合
- (3) 区長に無断で、クリーン作戦美化活動用資材の使用権利を譲渡または貸与した場合
- (4) クリーン作戦美化活動用資材を美化活動以外に使用した場合
- (5) 偽り、その他不正な手段により、支給決定を受けた場合
- (6) 区長が特に必要と認めた場合

(報告)

第8条 クリーン作戦美化活動用資材の支給を受けた団体は、年度終了後、速やかにクリーン作戦美化活動実績報告書(様式第5号)を区長に提出しなければならない。

2 クリーン作戦美化活動用資材の支給を受けた団体は、次の場合には速やかに、区長に報告しなければならない

- (1) クリーン作戦美化活動の内容等を変更した場合
- (2) クリーン作戦美化活動用資材を破損・紛失した場合
- (3) 区長が特に必要と認めた場合

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、クリーン作戦美化活動用資材の支給に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。